

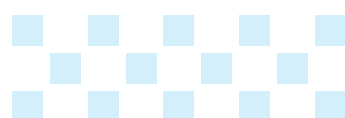
第1章

人が集う、魅力ある都市づくり

第1節 風格ある市街地の形成と港の整備

第2節 計画的な土地利用の推進

第3節 活力を生む交流基盤の整備



第1章のポイント

- ・第1章は、生活や産業を支える都市基盤づくり

わたしたちの生活や産業の基盤は、次の3つに分類されます。

賑わいの場所、交わる場所

人々が集い、交流する基盤は、賑わいの場所です。計画では、市街地（駅周辺・商業地）と港湾の賑わいづくりのための施策を示しています。

暮らす場所

人々が暮らす居住環境として落ち着いた、暮らしやすい空間整備のため、基盤となる土地利用の計画などを示しています。

移動手段

賑わいの場所と、暮らす場所を便利に移動することで、豊かな生活を送ることができます。そのため、移動手段として自動車やバスなどの道路交通、鉄道交通、海上交通に分類し、「誰でも、どこへでも移動できる」よう、交通体系の整備計画を示しています。

これに加え、都市全体の風格と魅力を高めるため、敦賀の歴史や文化などの特性を活かした景観づくりについて、計画を示しています。



第1章の施策体系、主な事業

市街地整備

中心市街地の一体的な再整備
 (事業) 歴史的まちなみ整備
 (事業) 新津内公営住宅の整備

敦賀駅舎及び駅周辺の再整備
 (事業) 敦賀駅舎の改築
 (事業) 敦賀駅周辺の再開発

中心商業地の再整備

市街地周辺部の整備
 (事業) 市民主役のまちづくり

港湾整備

国際物流拠点としての
 港湾整備と機能拡充
 (事業) 鞠山南地区多目的
 国際ターミナル整備

人の交流拠点としての
 ウォーターフロントの整備
 (事業) 赤レンガ倉庫の活用

土地利用

調和のとれたまちづくりの推進
 地域の特性にあった
 土地利用計画の推進

交通体系の整備

総合的な交通体系の構築
 道路網ネットワークの整備
 (事業) 舞鶴若狭自動車道の
 整備促進
 (事業) 国道・県道等、
 主要道路の整備促進

公共交通機関の整備
 (事業) 鉄道利用の促進
 (事業) 北陸新幹線の早期実現

海上交通の整備

地域情報化の推進

総合行政情報サービス
 システムの構築
 (事業) ホームページの再整備
 (事業) 電子申請、電子調達

地域情報通信基盤の拡充
 (事業) 携帯電話
 不感地域の解消

市街地整備

敦賀の中心に出かけたい
落ち着いた場所に暮らしたい

誰もが出かけたくなるまちに

JR敦賀駅から敦賀港に至る商店街を軸とした既成市街地には、敦賀市にとってかけがえのない、地域固有の資源が凝縮されています。市民がこの地域に誇りを持ち、また訪れた人が敦賀の良さを感じてもらえるよう、既成市街地の魅力を高めていかなければなりません。

新快速電車が新しい敦賀の賑わいを創る

JR湖西線・北陸本線の直流化が実現し、関西圏と敦賀が便利な新快速電車で結ばれました。そこで、関西圏から敦賀に訪れる機会が増え、敦賀から関西に気軽に出かけたり、通勤・通学も可能になります。

新快速が敦賀の新しい賑わいをもたらす契機になります。

中心市街地活性化の意義

平成18年度に改正施行された中心市街地活性化法では、中心市街地を商業だけでなく福祉・教育などの多様な公共サービスや社会的・経済的・文化的活動の拠点として捉えています。本市でも多様な都市機能がコンパクトに集積した空間として、中心市街地の活性化を図る必要があります。

住む場所は落ち着いた環境に

賑わいの場所とは別に、住む場所は落ち着いた、暮らしやすい環境が望まれます。しかし概ね笙の川以西の市街地では、都市基盤が十分整備されないまま宅地開発が進むとともに、郊外型の店舗が進出し、中心市街地の衰退と不十分な居住環境をもたらしています。

「質の高い」暮らしやすさを求めて

平成18年度に土地利用調整条例及び景観条例を施行しました。この条例は、住みよい環境や自然を守るだけでなく、地域にふさわしいまちづくりや景観との調和といった、質の高い居住環境の実現を目的としています。

市民の皆さんが暮らしやすい環境となり、敦賀に暮らして新快速電車で通勤・通学する人が増えれば、まち全体の活性化にもつながります。



数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
敦賀駅の年間利用者数	敦賀駅・駅周辺の利用状況は、賑わいの状況を表します。しかし、賑わいには多くの要素が関係するので、目標値は設定しません。	2,044,000	-	人
敦賀駅駐車場の年間利用台数		119,776	-	台
シンボルロードの整備済み延長	道路環境の改善や景観向上の状況を表します。	2,250	3,000	m



(1) 中心市街地の一体的な再整備

中心市街地活性化基本計画の推進

- ・新たに策定する中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地に住環境や公共施設などの都市機能を整備し、都市の中心として活性化を図ります。

交流空間としての一体的な整備

- ・駅周辺から中心商業地、みなとに至るエリアを交流空間とし、バリアフリー化や歩行空間としての魅力向上など、一体的な整備を進めます。

歴史的まちなみの整備

- ・敦賀の歴史や地域特性を活かした景観づくりとして、相生町周辺の道路整備や電線地中化、ライトアップなどのまちなみ整備を進めます。

中心市街地における居住環境の整備

- ・新津内公営住宅及び優良賃貸住宅を中心市街地に整備するなど、中心市街地への人口回帰を図ります。

(2) 敦賀駅舎及び駅周辺の再整備

敦賀駅舎の再整備

- ・「港まち 敦賀」の玄関口にふさわしい「賑わい交流拠点」として、駅舎を改築します。新駅舎は、歴史と未来が感じられる明るい開放的なデザインとします。

敦賀駅周辺の再整備

- ・敦賀駅周辺はターミナル機能や情報発信機能を基本に、産業面・文化面・生活面などを加えた多機能空間として再整備し、交流賑わいの創出を図ります。

- ・駅西地区は土地区画整理事業を実施し、土地利用エリアを中心に機能整備を進めるとともに、駅前広場を拡大し、自動車・バス・歩行者が安全・快適に通行できる空間に再整備します。また緑地やイベント広場等を確保し、駅前を憩い・集い・語らいのできる空間とします。

- ・駅東地区の活用可能性を検討し、敦賀駅周辺の魅力と賑わいをもたらす方策を探ります。

(3) 中心商業地の再整備

- ・空き店舗に出店した個人・法人に対して家賃を助成し、中心市街地での創業・起業を支援します。

- ・中心市街地における商店街の維持管理などに対する助成を行います。

- ・利便性向上のため、多くの駐車場を確保できるよう、可能性を探ります。

(4) 市街地周辺部の整備

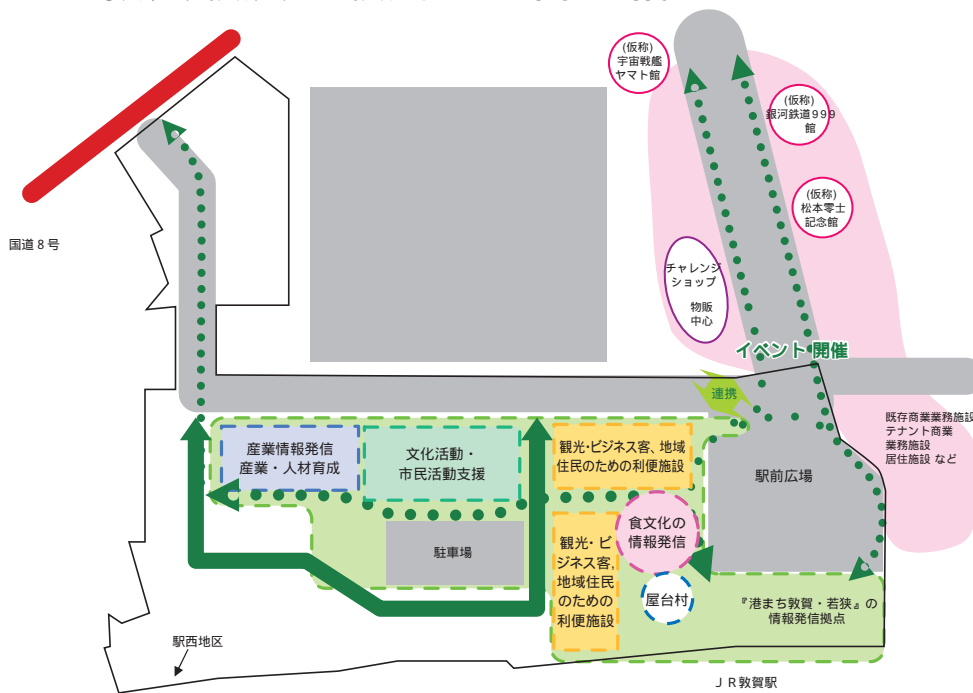
- ・住宅地として必要な都市基盤を整備し、暮らしやすい居住環境を創ります。

- ・土地利用調整条例の施行により、地域と行政・事業者が協働して開発を行う制度とし、住みよいまちづくりを進めます。

「地区まちづくり計画」というまちづくりの仕組みを設け、市民が主役となるまちづくりを市が支援します。

- ・景観条例の施行により、秩序ある景観づくりを進めるとともに、市民自らが景観づくりに取り組む地域を支援します。

敦賀駅及び駅周辺の再整備 イメージ



【駅舎デザイン方針】

～外観イメージコンセプト～

『2代目駅舎をモチーフに
歴史と未来を表現する』

外観デザイン

『港まち敦賀』をイメージさせるデザイン
(海や大陸へのロマンが感じられるデザイン)

歴史と未来が感じられるデザイン

駅らしいデザイン

まちと調和し、長く親しまれるデザイン



2代目駅舎 (写真: 敦賀市立博物館提供)

内部空間などのデザイン

明るい・光が感じられる、開放的なデザイン

シンプルで分かりやすいデザイン

全ての人にやさしい・環境にやさしいデザイン

【駅前広場の整備方針】

《交通結節点機能(交通空間)》

駅から連続した歩行者空間を確保し、安全・快適に歩行者が歩けるようにします
バス・タクシー・マイカーの動線を明確にして、乗り降りがしやすくなるよう整備します

《広場機能(環境空間)》

敦賀の玄関口にふさわしい、シンボル性の高い空間づくりを行います

人々が快適に憩い・集い・語らいのできる空間づくりを行います

全ての人にやさしい空間づくりを行います

災害時の避難場所としての諸機能の確保に努めます



〔整備イメージ図〕

港湾整備

港湾の物流基盤を整備してほしい
「港まち敦賀」を実感したい

「港まち」は、港湾あってこそ

敦賀は「港まち」として古くから栄えてきました。「港まち」は港がなければ成り立ちません。敦賀港の物流が活発であることが、「港まち」の基本的な条件と言えます。

新しい敦賀港へ向けて

敦賀港は平成17年11月に、港湾整備計画が改訂されました。大型船対応の大水深岸壁や埠頭用地を持つ多目的国際ターミナル、また北海道等と物流を主とした国内海上輸送機能を備えた拠点港として、敦賀港の物流機能は飛躍的に向上します。



敦賀港 鞠山ターミナル

人が集う港へ

かつての港は、物の動きに合わせて人々で賑わい、これが「港まち」の風景となっていました。物流の機械化・省力化が進んだ現在、「港まち」の風景を残すためには、市民や来訪者が集う、魅力ある交流拠点をみなとに創出することが求められています。

新しい賑わい空間を港に

敦賀港には、大和田別荘や敦賀港駅舎が復元され、博物館や赤レンガ倉庫が昔の姿で保存されているなど、かつての趣が残されています。

これに加え、きらめきみなと館や金ヶ崎緑地は、新しい敦賀港の魅力となっています。港まちに対する市民の期待は高く、賑わい空間としての敦賀港の魅力を高めることで、多くの人に「港まち敦賀」を実感して頂く必要があります。



赤レンガ倉庫

数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
敦賀港の年間貨物取扱量	敦賀港の物流の状況を表します。第4章「貿易・流通」と併せた成果となります。	16,827,244	17,820,000	トン
敦賀港の年間コンテナ貨物取扱量		11,480	15,000	TEU

(1) 国際物流拠点としての港湾整備と機能拡充

港湾施設の整備

- ・港内の静穏性を高め、船舶の安全運航・停泊を図るため、鞠山防波堤の整備を促進します。
- ・鞠山南地区多目的国際ターミナルは水深14mの岸壁が整備され、大型船舶に十分対応した国内有数のターミナルとなります。ターミナルの早期完成を促進します。



多目的国際ターミナル完成イメージ

- ・川崎・松栄地区は外貿フェリー埠頭として、蓬萊・桜地区は旅客船埠頭として、整備を促進します。

港湾関連道路の整備

- ・鞠山南地区多目的国際ターミナルの物流機能を強化するため、港湾と背後地域を結ぶ臨港道路の整備を促進します。

(2) 人の交流拠点としてのウォーターフロントの整備

敦賀港再開発の推進

- ・みなとを活かした観光振興による地域の活力向上を図るため、「みなと観光交流促進計画」(仮称)に基づくソフト・ハード両面の観光振興施策を進めます。
- ・赤レンガ倉庫を始め、港に残されたかけがえない歴史資源を活用し、「みなとまち つるが」のレトロな雰囲気演出します。
- ・改修されたきらめきみなと館や水産卸売市場の改築など、敦賀港に新しい魅力を加えていきます。



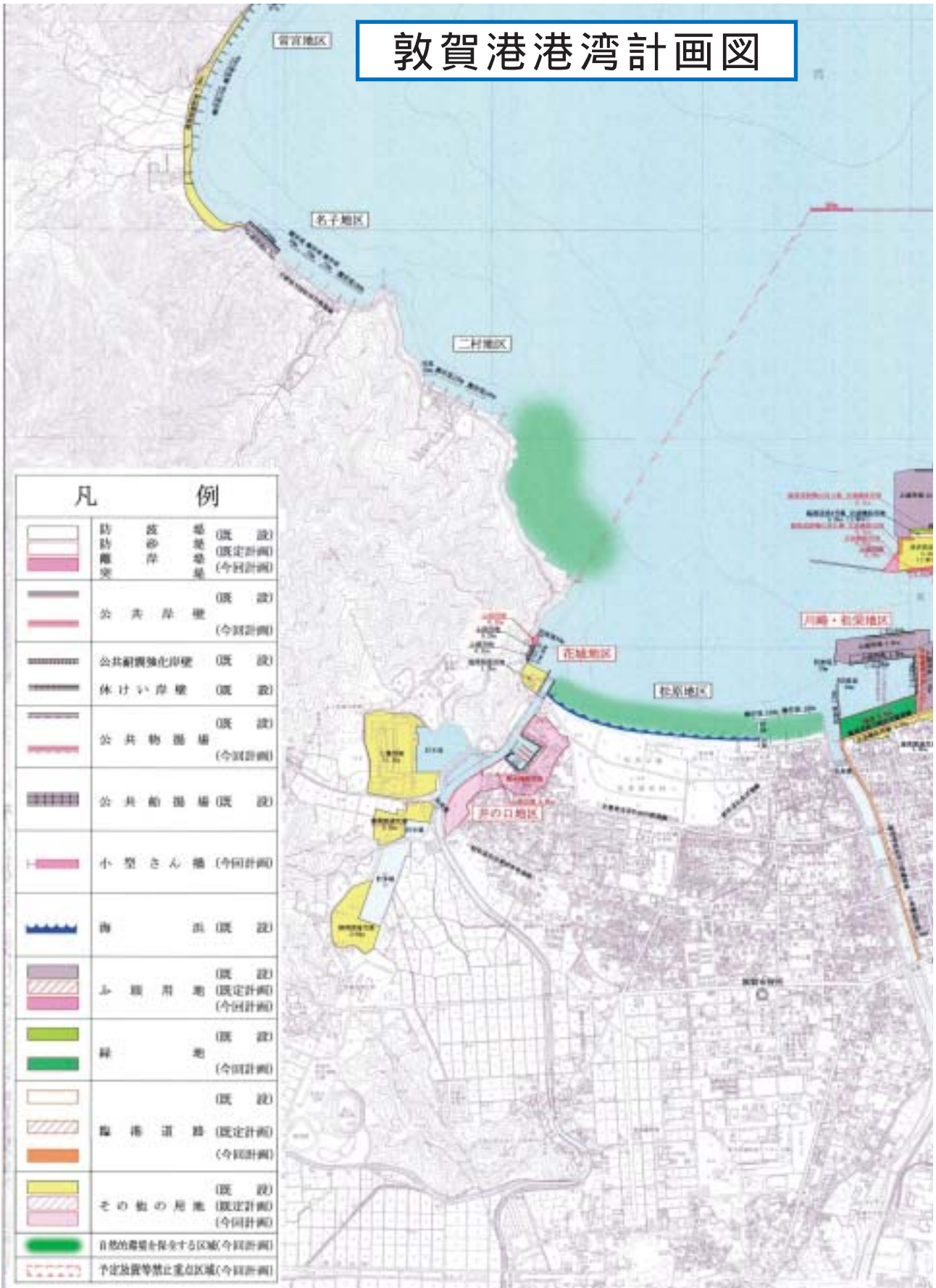
改修されたきらめきみなと館

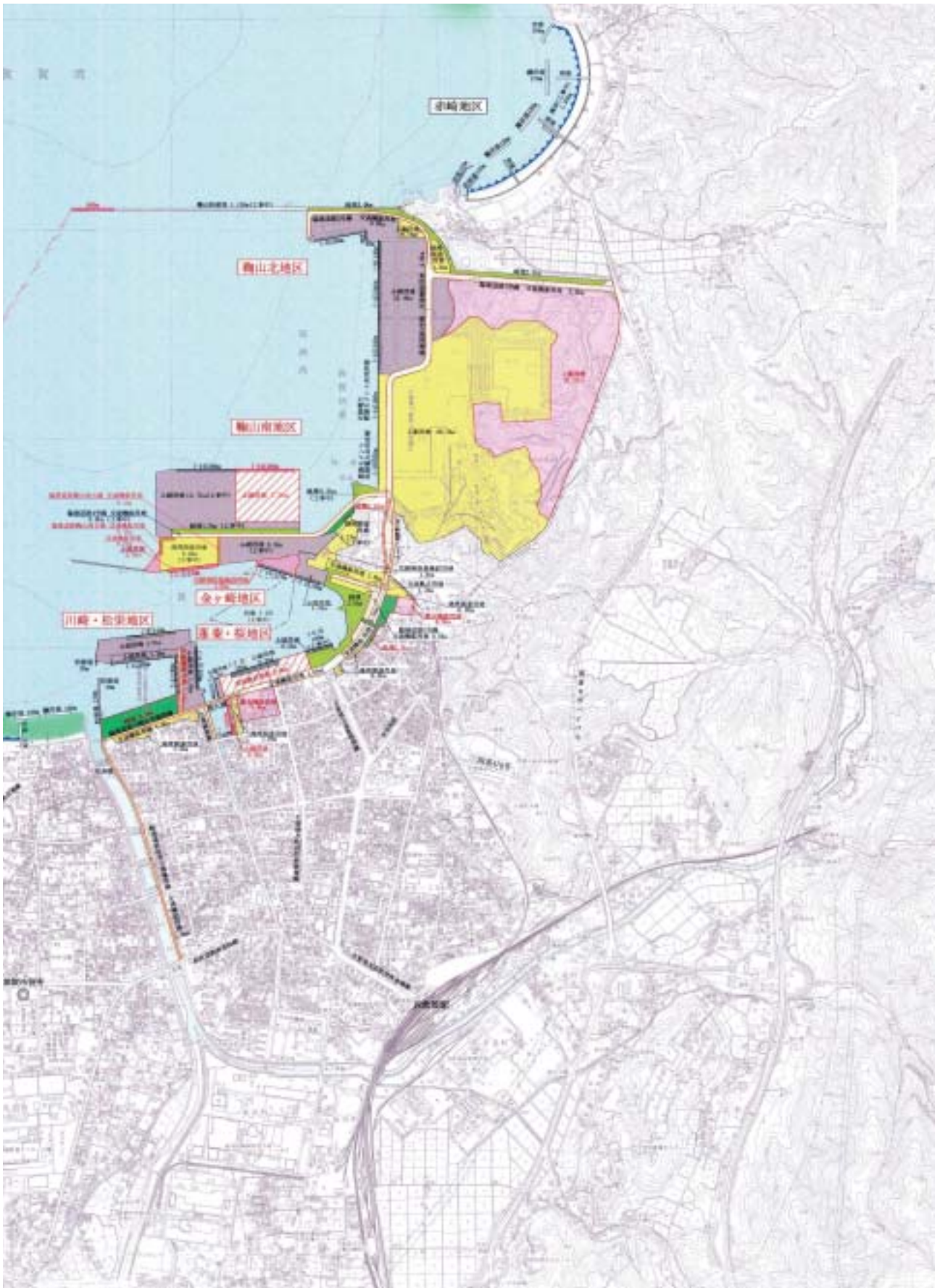
- ・敦賀港に存在する歴史文化資産や新しい拠点を回遊して立ち寄ることのできるよう、ネットワークの形成を図ります。
- ・港湾景観の形成については、敦賀港の貴重な歴史文化資産を保全・活用しながら、周辺地域と一体となった、文化的で歴史的な薫りの漂う快適で潤いのある景観形成を図ります。

海浜緑地公園の整備

- ・赤崎海浜緑地公園の早期完成を促進します。

敦賀港港湾計画図





土地利用

暮らしやすい環境にしたい
自然を大切にしたい

土地利用は暮らしの基本

土地利用は、わたしたちが敦賀で快適に暮らすための基礎になります。落ち着いた環境に住み、賑わう場所には商店が並び、働く場所は住居に近い便利な場所が望めます。また、自然が残された場所は、これからも残していかなければなりません。

秩序ある市街化

核家族化が進み、その受け皿として郊外においてスプロール化が進行しています。

これは既成市街地の人口減少や活力低下につながります。また、郊外など新しい市街地は基盤整備が不十分であり、快適な居住環境が得られないこともあります。

こうした問題を解決するためには、秩序ある土地利用を進め、都市の中心部に居住を含めさまざまな機能を集める「コンパクト・シティ」を実現することが課題となります。

まちづくり3法（中心市街地活性化法、大店立地法、都市計画法）の改正によって、中心市街地活性化に向けた国の支援策が拡充されるとともに、大規模集客施設の立地規制が見直されました。

今後は法改正を活用し、秩序ある土地利用をさらに進める必要があります。

大地の恵みを大切に

郊外の新しい住宅地は、農地転用により供給される場合があります。しかし、農地を含め、自然環境はおいしい水や空気の源になるなど、かけがえのない貴重な財産でもあります。

また、豊かな自然に囲まれた敦賀で暮らすわたしたちにとって、農地、海岸、森林といった自然環境は、身近で大切な憩いの空間でもあります。

より暮らしやすい環境を実現するため、自然と気軽に触れ合うことができる場を保全・整備する必要があります。



黒河溪谷

数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
用途地域内の居住人口の割合	用途地域内の居住人口は、秩序ある土地利用の実現状況を表します。	74.3	78.6	%

(1) 調和のとれたまちづくりの推進

- ・平成12年度に「敦賀市都市計画マスタープラン」を策定しました。ライフスタイルの多様化に対応しながら秩序ある土地利用を進めるため、都市計画マスタープランに基づく土地利用を進めます。
- ・平成18年度に土地利用調整条例及び景観条例を施行しました。地区が主体となって、まちづくりに参加できる体制を構築します。
- ・まちづくり3法の改正に対応し、コンパクト・シティの実現に向けた実効ある取組みを推進するため、新たに策定する中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地における都市機能の集積を図ります。

(2) 地域の特性にあった土地利用計画の推進

住居地域

- ・既成市街地における住宅地について、居住環境の向上を図ります。
- ・概ね笹の川以西の市街地については、秩序ある土地利用を前提に、快適な居住環境の整備を図ります。

商業地域

- ・JR敦賀駅から敦賀港に至る商店街地域について、賑わいのある商業地の形成を推進します。

工業・流通地域

- ・住工混在地域では居住環境が損なわれる場合があるので、住工混在の防止に努めます。

港湾地域

- ・敦賀港港湾計画の改訂に基づき、計画に基づく港湾整備を促進します。

農業地域

- ・農業生産を維持するとともに、都市の貴重な緑地として、優良農地に重点を置いて農地の保全に努めます。また、大区画ほ場(1ha以上)の大規模農地化を進めます。

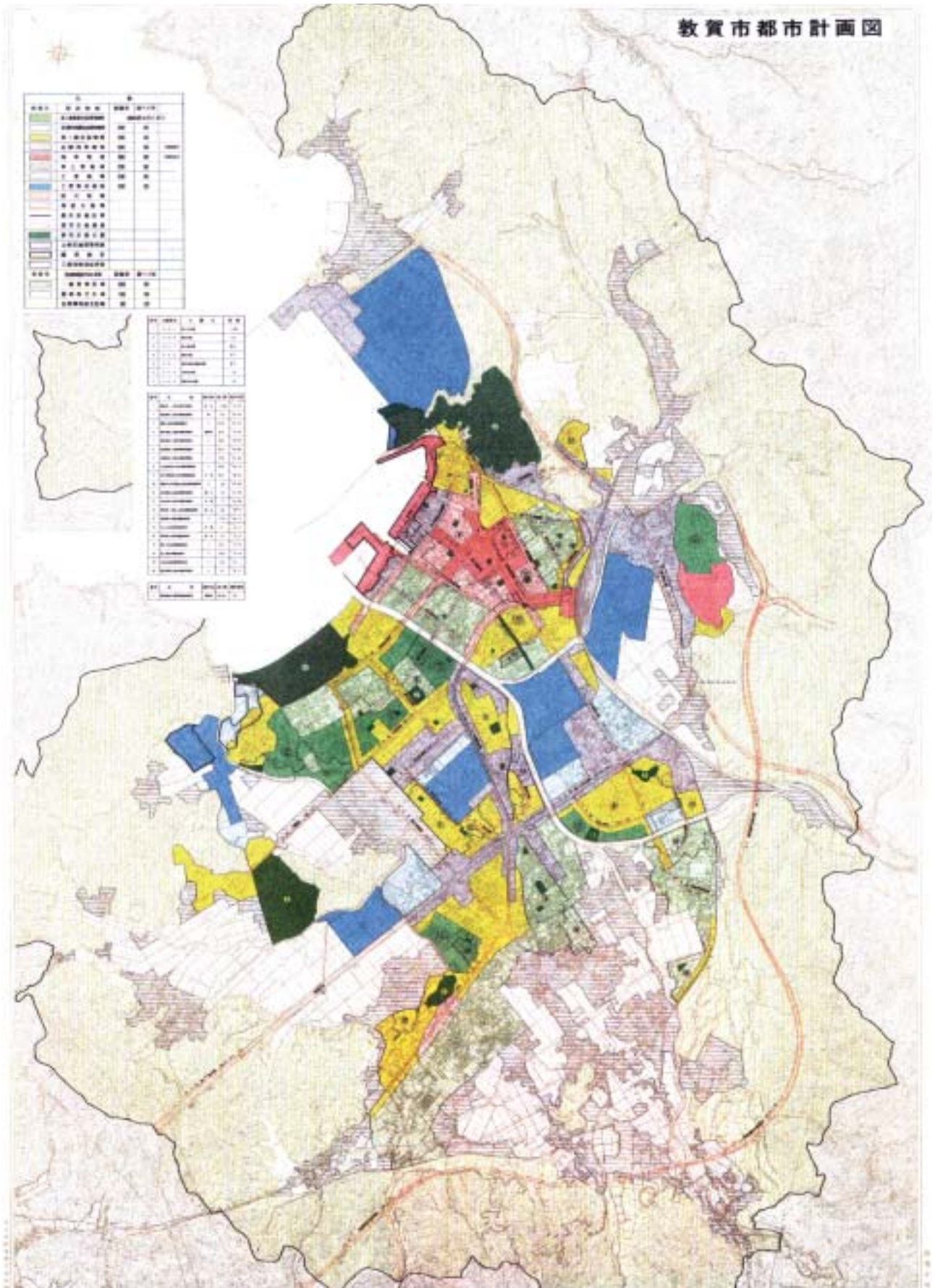
海岸地域

- ・貴重な自然環境として、海岸地域の保全に努めます。また、自然とふれあう場として整備を推進します。

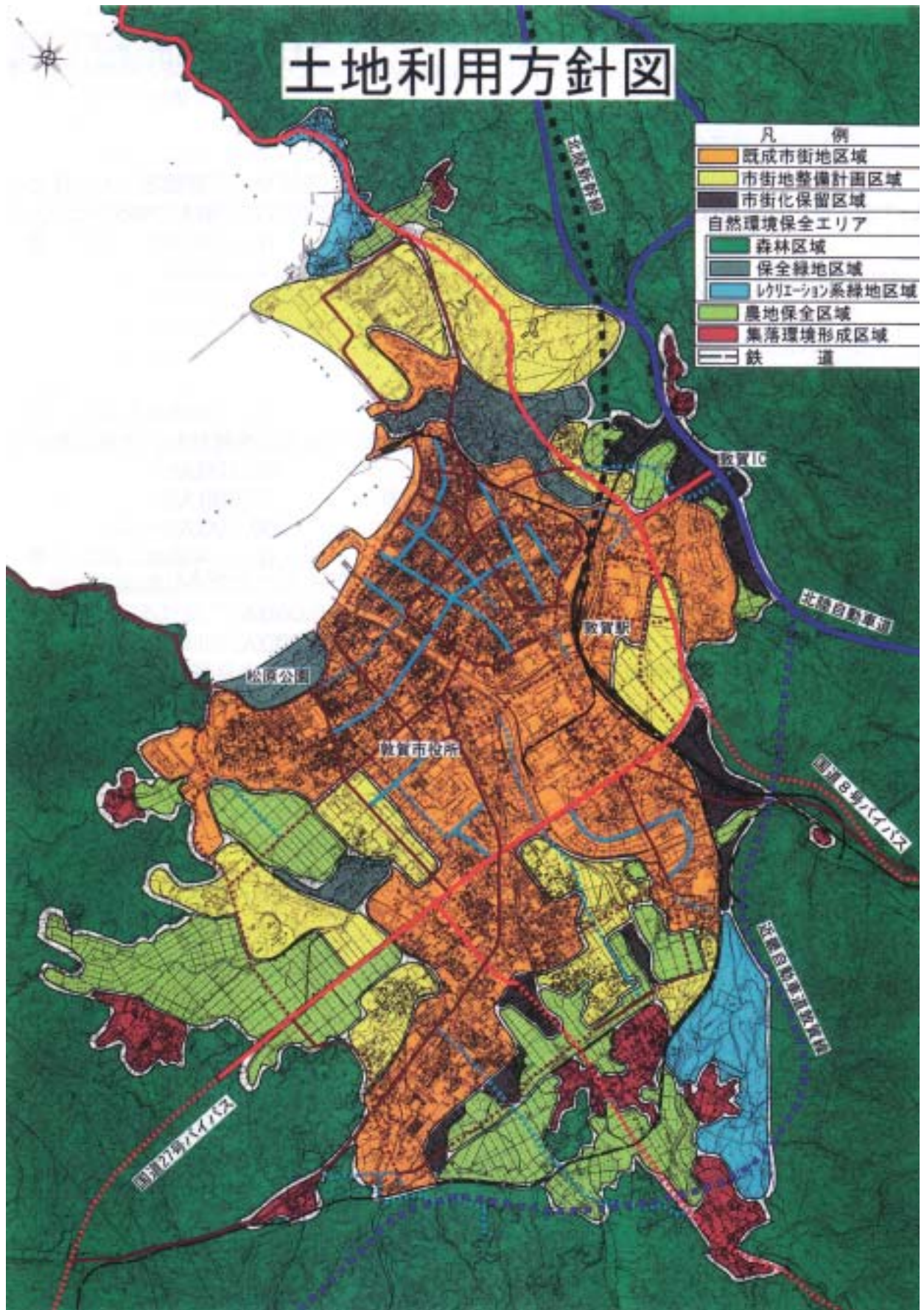
森林地域

- ・森林は水源かん養など、自然環境を維持する多面的な機能を持っています。このため自然資源の保全に努めるとともに、人と自然がふれあう場の整備を推進します。





敦賀市都市計画図



敦賀市都市計画マスタープラン

交通体系の整備

いろいろな場所へ便利に出かけたい

交通手段は多いほど良い

本市は北陸の玄関口であり、交通の要衝として古くから栄えてきました。現代の交通手段は、自動車・バスなどの道路交通や鉄道・海上輸送、航空など、多様になっています。

特に本市は道路と鉄道で交通の軸となっており、滋賀県や福井県全域へ向かうための多くの交通網が整備されています。交通手段が多いほど、いろいろな場所へ便利に出かけることができます。

気軽さと速さを求める交通体系

鉄道交通は、JR湖西線・北陸本線の直流化が実現し、関西圏と敦賀が便利な新快速電車で結ばれました。

また、北陸新幹線南越～敦賀間の工事実施計画の認可申請がなされ、北陸新幹線の開通が一步一步近づいています。

道路交通でも舞鶴若狭自動車道の工事が進められ、嶺南地域全体にも高速道路網が整備されることとなります。

また、国道8号線や27号線などの幹線道路でも、車線の拡幅やバイパス工事が進められ、自動車交通がより便利になります。

このように交通体系は、気軽さと速さを求めた整備が進められています。

コミュニティバスの利用

平成10年度に運行開始したコミュニティバスは、現在5路線を運行し、日常生活の足として市民に定着しています。

運行経路やダイヤ等について利用実態を踏まえ、利便性向上に向けて公共交通対策協議会等で検討する必要があります。

物流や人的交流を進める海上交通

海上交通は現在、内航定期航路として苦小牧までのフェリーが週10便、RORO船が週6便運航し、定期コンテナ航路として韓国航路（釜山）が運航しています。

「世界とふれあう港まち 魅力あふれる交流都市」を目指し、今後さらに航路の開設に努め、物流や人的交流を促進する必要があります。



コミュニティバス

数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
コミュニティバスの利用者数	コミュニティバスの利便性を表します。	119,152	120,000	人
都市計画道路整備率	安全、快適で利便性の高い交通ネットワークの整備状況を表します。	65	89	%

(1) 総合的な交通体系の構築

- ・鉄道やバス、自家用車など多様な交通手段の利便性が高まるよう、それぞれの機能を明確に位置づけながら連携を深め、総合的な交通体系の構築を推進します。

(2) 道路網ネットワークの整備

広域幹線道路整備の促進

- ・舞鶴若狭自動車道の早期建設（敦賀南部ICの整備を含む）を促進し、敦賀が北陸自動車道や名神高速道路、中国縦貫自動車道と連絡する結節点として、機能整備を進めます。

周辺地域との連携を深める幹線道路の整備

- ・周辺市町村との連携強化、市街地内の交通混雑の緩和等を図るため、次の幹線道路の整備を促進します。

国道8号敦賀バイパスの早期整備

国道27号金山バイパスの全線4車線化

国道8号、161号の道路環境、機能向上

国道476号の道路改良

国道8号と国道476号を結ぶアクセス道路の整備

敦賀市山～滋賀県高島市マキノ町間の県道認定

市内主要道路の整備

- ・市民生活や産業活動の安全性、効率性を高めるため、次の主要道路の整備を促進します。

岡山松陵線街路事業の整備

白銀岡山線街路事業の整備

西浦県道バイパス（佐田竹波敦賀線、竹波立石縄間線）の整備

- ・市道中央沓見線など、道路整備計画や効果の検討に基づいた道路の整備を行います。

(3) 公共交通機関の整備

JR在来線の機能強化

- ・JR湖西線・北陸本線の直流化後も、関西圏との交流を促進するとともに、アクセスがさらに向上するよう、運行本数の増加などを関係機関に働きかけます。

- ・JR小浜線は平成15年度の電化以降、利用者が減少傾向にあるため、利用促進に努めます。

北陸新幹線の早期実現

- ・南越～敦賀間の工事実施計画の認可申請がなされたため、早期の工事認可に向け、引き続き関係機関に要請します。

- ・敦賀以西のルートについては、現行の若狭ルートを基本としつつ、多様な可能性を慎重に検討しルートを明確にするよう、関係機関に要請します。

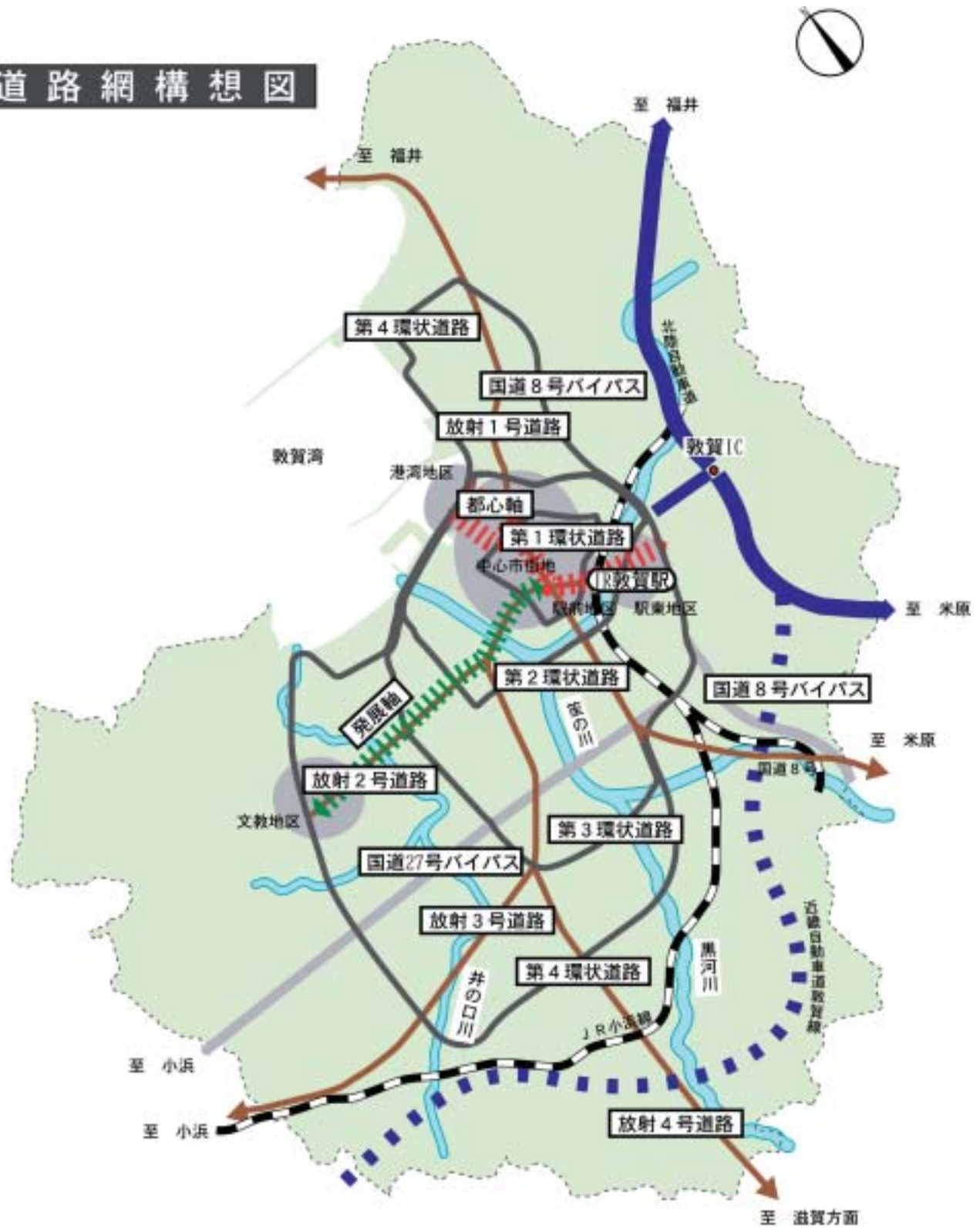
バス路線網の整備充実

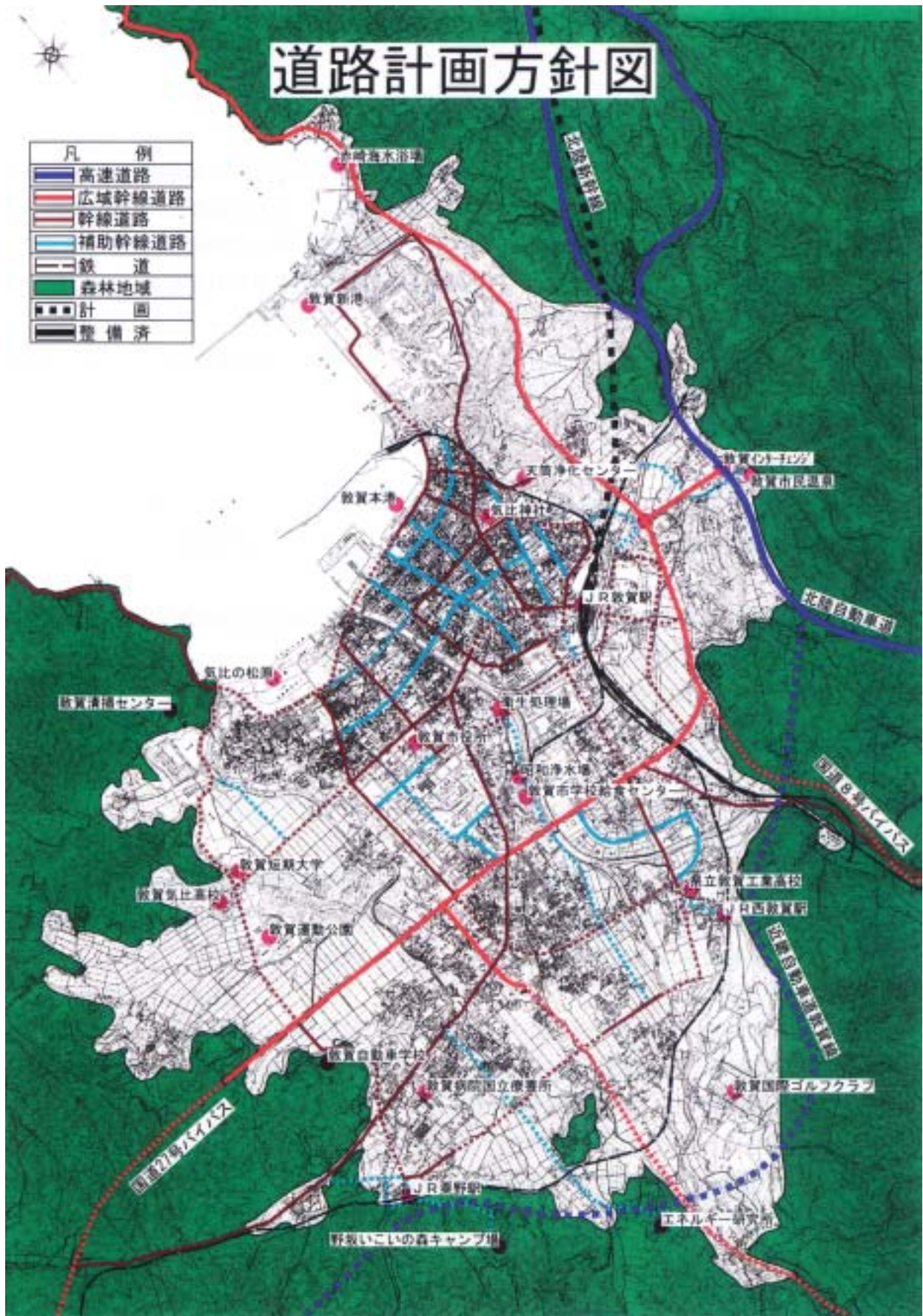
- ・コミュニティバスの運行路線について、便利に利用できるよう、利用者のニーズに対応し、鉄道や路線バスなどと連携した運行体系やダイヤの見直し等を行います。

(4) 海上交通の整備

- ・国内定期フェリー航路や外航コンテナ航路を拡充するため、ポートセールスや関係機関への要請を積極的に行います。

道路網構想図





敦賀市都市計画マスタープラン

地域情報化の推進

市の情報を手軽に知りたい インターネットや携帯電話を快適に使いたい

光ケーブルの敷設などで、快適な通信環境を実現

本市では平成元年度にRCNによるケーブルテレビ放送が開始され、市政広報も行政チャンネルを通じて実施してきました。

情報通信技術の急速な進歩に伴い、現在は市内全域で光ケーブルの敷設工事が完了し、各家庭まで光ケーブルを引き込める環境が整備されています。光ケーブルを通じて、高速インターネットやIP電話（インターネットを活用した電話サービスで、低料金が特徴）などが実現し、快適な情報通信やコミュニケーションが可能となっています。

今後も、さらに進む技術革新に対応し、安価・高速な通信基盤の整備を進める必要があります。

電子端末で市の情報を手に入れる

インターネットや携帯電話の普及で、わたしたちは「いつでも、どこでも、手軽に」情報を入手できるようになりました。

行政の透明化や政策への市民参加などについても、情報通信の活用による対応が注目されています。

本市のホームページには年間約30万件超のアクセスがあるなど、本市の情報提供の手段として重要な役割を果たしています。今後、各種申請や入札、情報案内など、片方向の情報提供だけでなく、コミュニケーションなど双方向の情報交換の手段として、情報通信基盤の可能性が広がっています。

そこで市のホームページを誰もが等しく活用できるように、高齢者・障がい者等に配慮したバリアフリー化を、今後さらに進める必要があります。

携帯電話の多機能化にも対応

携帯電話は、いまや「話す」だけのものではありません。インターネットや電子メールはもちろん、音楽鑑賞や地図の確認、読書などが手軽にできる端末として、多機能化が急速に進んでいます。

本市も携帯電話向けのホームページを開設していますが、今後、携帯電話の多機能化に対応した情報サービスを図る必要があります。

また、市内には携帯電話が通じない不感地域がありますが、どこでも情報が入手できるよう、不感地域を解消する必要があります。

数字で見る敦賀市の将来像

名称	内容	現在数値	目標数値	単位
行政ポータルサイトのアクセス件数	情報サービスの充実度を表します。	335,304	485,000	件

(1) 総合行政情報サービスシステムの構築

- ・ホームページの内容充実、特にポータルサイト（玄関の意味、最初に表示されるホームページ画面）が重要となっています。

今後、ホームページの再整備として高齢者や障がい者等への配慮をさらに充実します。またRCNデータ放送と連携して情報提供ができるシステムを構築し、情報通信技術の革新に対応したサービス向上を図ります。

- ・情報公開ネットワークシステムは入札結果や市議会会議録等をすでに公開しています。今後さらに充実し、監査結果報告書の掲載など、公正の確保と透明性向上のためホームページを活用します。

- ・電子会議室を開催し、市民参加の場を拡充します。
- ・電子申請や施設予約システムの構築、電子調達（電子納品・電子入札）など、新たな手続システムの構築に向けた取組みを進めます。

- ・現在RCNで放映されている行政チャンネルや議会放送などの番組映像を、インターネット経由で「いつでも、どこでも」閲覧できる動画配信（ストリーミング配信）を実施します。

(2) 地域情報通信基盤の拡充

- ・データ通信サービスの高速化に対応した防災、医療、福祉などのサービスを、きめ細やかに展開します。

電子メールを通じて 提供しているサービス

災害情報（トンボメール）
学童安全情報（安全、安心メール）

- ・携帯電話が通じない地域（不感地域）の解消に向け、関係機関に要請します。

行政ポータルサイトで 提供している主なサービス

施設の予約（仮予約のみ）
図書館の蔵書検索
各種申請書のダウンロード
ライブカメラによる動画配信
入札・契約情報の閲覧
市議会会議録の閲覧
例規集の閲覧